

羽島郡笠松町立笠松小学校学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して羽島郡二町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、学校の運営及び運営に必要な支援に関して保護者(以下「保護者」という。)及び地域住民等(学校の所在する地域に住所を有する者をいう。以下同じ。)と相互に密接な連携を図ることを目的とする。

- 2 児童自身が、自信と誇りをもつことができる活動を推進する。
- 3 児童が地域の活動に参加することを奨励する。
- 4 学校教育の願いを受け止め、教育活動への支援をする。
- 5 家庭や地域での課題を共有し、支援活動を推進する。
- 6 児童を交通事故や不審者から守り、安全確保に努める。
- 7 その他この協議会の目的を達成するための活動を推進する。

(設置等)

第3条 羽島郡笠松町立笠松小学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)として、教育委員会からの2年間の指定を受け、再指定を妨げないものとする。

- 2 協議会の設置に当たっては、学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映させるよう努めるものとする。

(委員の任命及び構成)

第4条 協議会の委員は、15名以下とし、法第47条の6第2項に掲げるもののほか次に掲げる者のうちから、校長と協議して教育委員会が任命する。

- 2 教育委員会と協議し、校長の推薦により、各号に掲げる者のうちで構成する。
 - (1) 地域住民(学校支援コーディネーター、町内会長、民生委員、青少年育成推進委員、人権擁護委員等)
 - (2) 保護者(PTA本会役員及び専門委員長、子ども会育成協議会長等)
 - (3) 学識経験者(学校支援コーディネーター等)
 - (4) 設置校の校長
 - (5) 設置校の教職員
 - (6) 学校関係者代表
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の辞任等により欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(服务等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第6条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたとき委員は身分を失う。

(委員の解任)

第7条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条の2に規定する義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会長は、校長と協議の上、会を招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 協議会の会議は、公開するものとする。但し、各町の公開条例に定める非公開情報に該当するおそれがあると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。
- 6 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 7 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、学校職員その他の者を協議会の会議に出席させることができる。
- 9 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(協議会の所掌事項)

第10条 校長は、毎年度、次に掲げる事項について学校経営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 学校の教育課程の編成及び学校経営の基本方針に関すること。
- (2) 学校の予算の執行に関すること。
- (3) 学校の施設の管理及び設備等の整備に関すること。

2 学校の校長は、協議会によって承認された学校経営方針に従って学校運営を行わなければならない。

(運営等に関する意見の申出)

第11条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により、学校の運営全般について、教育委員会又は学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は第2条に定める趣旨を踏まえ、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、あらかじめ校長の意見を聴いて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(情報提供)

第12条 協議会は、学校の運営及び当該運営に必要な支援に関し地域住民等の理解を深めるとともに、学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、地域住民に対して学校の運営及び支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に公開するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、教育委員会に、協議会の運営状況を報告し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を受けるものとする。

2 校長は、協議会において適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、法第47条の5第7項の規定により指定を取り消さなければならない。

2 校長は、前条第2項の規定により情報提供に努めたにもかかわらず、第10条第1項(2)について協議会の承認を得られないとき又は学校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して指定の取消しを求めることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、学校において行う。

(協議会の運営)

第16条 協議会は、必要と認めるときは、学校支援コーディネーター及びPTA運営委員会等と連携して部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月14日改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月19日改正)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。